



平成17年9月1日

各 位

会社名 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス

代表者名 代表取締役社長 村田 紀敏
(コード番号 3382 東証第一部)

会社名 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表者名 代表取締役社長 山口 俊郎

米国子会社セブン-イレブン・インクの完全子会社化に向けた取り組みに関するお知らせ

株式会社セブン＆アイ・ホールディングス(以下「セブン＆アイHLDGS.」といいます)の完全子会社である株式会社セブン-イレブン・ジャパン(以下「SEJ」といいます)は、平成17年9月1日開催の同社の取締役会において、セブン＆アイHLDGS.及びSEJの連結子会社である米国テキサス州法人7-Eleven, Inc.(以下「対象会社」といいます)の完全子会社化に向けて、SEJの直接の完全子会社である米国デラウエア州法人IYG Holding Co.(以下「IYGH」といいます)を通じて、対象会社の発行済み普通株式(以下「対象会社株式」といいます)の全て(但しSEJとIYGHが現在保有する約72.7%の対象会社株式を除きます)を、米国における公開買付けにより取得すること(以下「本公開買付け」といいます)及び本公開買付け後にIYGHと対象会社との間で略式合併("short-form" merger)を行うこと(以下本公開買付けと合わせて「完全子会社化プラン」といいます)についての決議を行いましたので、下記の通りお知らせ致します。セブン＆アイHLDGS.は、本日開催の同社の取締役会にて、当該方針につき承認する旨の決議を行っております。

本公開買付けは、SEJ及びその関連会社が保有する以外の対象会社株式の過半数が応募されること並びにSEJ及びIYGHの対象会社株式の希釈化ベースでの持分を90%以上とすることを条件として行います。また、IYGHと対象会社との間の合併は、IYGHが対象会社株式の90%以上を取得した場合に行われるものであり、当該合併により対象会社の少数株主は本公開買付けにおける買取価格と同額の金銭を受領することとなります。

また、本公開買付けは、IYGHが米国証券法及び関連する諸規則(以下「米国公開買付けルール」といいます)に従って行うものであり、日本の証券取引法第27条の2第1項に規定する公開買付けには該当しません。また、IYGHと対象会社との間の合併は両社の設立準拠法に基づき行われるものであります。SEJ及びIYGHは、米国公開買付けルールその他適用ある法令に基づき求められる手続を遵守して完全子会社化プランを遂行することとなります。

記

1. 完全子会社化の目的

セブン＆アイHLDGS.設立計画に伴いグループ戦略の見直しを行う中で、SEJは、セブン＆アイHLDGS.の唯一の公開連結子会社である対象会社のあり方についても検討を重ねてきました。かかる検討において、対象会社が今後もコンビニエンスストアあるいは流通業界における競争力を向上させ、持続可能な成長を維持、増進させるためには、商品、店舗・設備、販売・物流システム及び情報システム等の

分野で更なる追加あるいは新規投資を実施する必要があると考えるに至りました。もっとも、対象会社は、現在では本来行うべき必要投資をキャッシュフローの範囲内で相当まかなえるまでにその収益体質が変貌したものの、かかる投資の増加により、対象会社の収益性または成長性は短期的にスローダウンあるいは横ばいに働く可能性があります。そのため、SEJは、完全子会社化を行うことで、既存株主に対しては、上記の短期的な収益等のスローダウンによる不利益を避ける機会を付与し、また長期的視野に基づくグループ戦略の機動的遂行のためにも完全子会社化が寄与すると考えました。ただし、セブン＆アイHLDGS.及びSEJの連結業績に実質的な影響が生じることはないと考えております。

SEJは、上記目的を達成するため、同社の米国における完全子会社であるIYGHGを通じて、米国公開買付けルールに従って対象会社に対する公開買付けを実施することと致しました。なお、株式買取にかかる総額費用は約10億ドル(円換算額約1,110億円)と想定しており、全てSEJの手元資金で賄うことと予定しています。

2. 対象会社又は対象会社の役員との合意

SEJは完全子会社化プランにつき対象会社の承認を求めておらず、該当する合意はございません。セブン＆アイHLDGS.及びSEJでの取締役会決議後直ちに、対象会社に対して、同社の完全子会社化プランにつき提案致しましたが、現時点においては、対象会社による意見表明を受領していません。本公開買付けについては、米国公開買付けルールに基づき、対象会社の取締役会が本公開買付けへの賛同の可否について検討し、本公開買付けの開始より10営業日内に同社取締役会としての意見を表明することとなります。また、対象会社は、同社社外取締役等から構成される特別委員会(special committee)を構成し、完全子会社化プランにつき検討することとなります。

3. 本公開買付けの概要

(1) 対象会社の概要(平成17年6月末現在)

商号	7-Eleven, Inc.
代表者	President & CEO James W. Keyes
所在地	米国 テキサス州
設立年	1927年
主な事業内容	コンビニエンス・ストア事業
資本金	12千米ドル
決算期	12月末
上場証券取引所	ニューヨーク証券取引所
発行済株式数	115,435,471株

(2) 買付けを行う株券等の種類

普通株式

(3) 公開買付期間

平成17年9月6日から同年10月3日までの20営業日間を予定しています。但し、公開買付期間中に公開買付け価格等の条件の変更を行った場合は、米国公開買付けルールの定めるところに従い、その期間を延長致します。

(4) 買付価格

1株につき、32ドル50セント

平成17年8月31日のニューヨーク証券取引所における対象会社普通株式終値(28ドル34セント)に約15%のプレミアムを加えた金額としました。

(5) ファイナンシャルアドバイザー

SEJは、本公開買付けに関し、日興シティグループ証券株式会社及びCitigroup Global Markets Incをファイナンシャルアドバイザーとしています。

4 . 今後の見通し

グループの業績に与える影響につきましては軽微であると考えられますが、現在精査中であり、明確になり次第、速やかに開示いたします。

【参考情報】

SEJまたはIYGHは本書により公開買付けを開始しようとするものではありません。本公開買付けに関する詳細は、本公開買付け開始に際しSecurities and Exchange Commission(以下「SEC」といいます)に提出されるSchedule TOに記載され、SECのウェブサイトであるwww.sec.govにて閲覧可能となります。

以 上